

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

訓 令

- 北海道職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 19
○北海道職員旅費支給規程を廃止する訓令……………（人事課） 19

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課） 19
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課） 20
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（循環型社会推進課） 21
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正……………（循環型社会推進課） 21
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（循環型社会推進課） 21
○有害図書類の指定……………（道民生活課） 21
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 21
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 21
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 21
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 23
○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 23
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 23
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 26
○都市計画事業の認可……………（都市環境課） 35
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課） 35

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）…………… 35

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 37
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 37
○特定調達契約に係る入札の公告…………… 38

道公安委員会規則

- 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 39
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 40
○北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則…………… 41

道警察本部告示

- 警察署分庁舎の設置に関する告示…………… 42

訓 令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

北海道職員被服貸与規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を除く」を「及び総務部長が別に定める職員を除く」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員旅費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員旅費支給規程を廃止する訓令

北海道職員旅費支給規程（昭和28年北海道訓令第40号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第181号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価）

(2) 調達予定数量 メール便 65,100個

宅 配 便 79,913個

2 落札を決定した日

令和2年3月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 ヤマト運輸株式会社

(2) 住 所 東京都中央区銀座2丁目16番10号

4 落札金額

(1) メール便 全国 300グラム以内 64円

(2) メール便 全国 600グラム以内 64円

(3) メール便 全国 1キログラム以内 64円

(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内 370円

(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内 400円

(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内 400円

(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内 650円

(8) 宅配便 北海道 25キログラム以内 700円

(9) 宅配便 東 北 2キログラム以内 550円

(10) 宅配便 東 北 5キログラム以内 590円

(11) 宅配便 東 北 10キログラム以内 630円

(12) 宅配便 東 北 20キログラム以内 800円

(13) 宅配便 東 北 25キログラム以内 940円

(14) 宅配便 関東・信越 2キログラム以内 700円

(15) 宅配便 関東・信越 5キログラム以内 700円

(16) 宅配便 関東・信越 10キログラム以内 750円

(17) 宅配便 関東・信越 20キログラム以内 800円

(18) 宅配便 関東・信越 25キログラム以内 1,000円

(19) 宅配便 北陸・東海 2キログラム以内 700円

(20) 宅配便 北陸・東海 5キログラム以内 700円

(21) 宅配便 北陸・東海 10キログラム以内 750円

(22) 宅配便 北陸・東海 20キログラム以内 800円

(23) 宅配便 北陸・東海 25キログラム以内 1,100円

(24) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 2キログラム以内 700円

(25) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 5キログラム以内 700円

(26) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 10キログラム以内 750円

(27) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 20キログラム以内 800円

(28) 宅配便 近畿・中国・四国・九州 25キログラム以内 1,500円

(29) 宅配便 沖 縄 2キログラム以内 700円

(30) 宅配便 沖 縄 5キログラム以内 700円

(31) 宅配便 沖 縄 10キログラム以内 750円

(32) 宅配便 沖 縄 20キログラム以内 800円

(33) 宅配便 沖 縄 25キログラム以内 1,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月24日付け北海道告示第46号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課職員事務グループ

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第182号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

北海道立図書館情報システムサービス提供業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月5日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

39,999,960円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第183号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

次の図（新得町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

「環境政策課」を「循環型社会推進課」に改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第184号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

次の図（新得町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

「環境政策課」を「循環型社会推進課」に改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第185号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

次の図（新得町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

「環境政策課」を「循環型社会推進課」に改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課並びに関係総合

振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第186号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道			の		名 称		発行所、制作所、受審会社等	
図書類	図書コード	図	書	類	の	名	称	発行所、制作所、受審会社等
書籍	9784801967984	バカにつける薬がない！				令和元年11月29日	株式会社竹書房	
同	9784773072235	やましい恋のはじめかた				令和元年12月25日	株式会社笠倉出版社	
同	9784845855513	実話コミックセレクション本当にあった美味しい体験教えます				令和2年1月9日	株式会社リイド社	
雑誌	0180503	裏モノJAPAN3月号				令和2年3月1日	株式会社鉄人社	
指定の理由			著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため					

北海道告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年2月28日、余市川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（金沢地区（農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、令和2年3月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 茅部郡鹿部町字大岩104の1・104の4・105の3・105の46・105の47・105の116（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、103の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字吉野108の1・116・121の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字大富294・305・字東泊津264（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、153、154の3、155の2、171の2、172の2、173の1、173の2、180の1、180の2、181、183、186から192まで、193の2、193の3、261の1、274から276まで、279、280、281の1、338、字大富302、315
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第193号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
の所在場所 幕別町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第115号
- 2 所在が不明な者 多田 昌子

北海道告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月13日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社地先（〈3〉－2－202－339－0002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市浜町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
女那川（2－24－454）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市女那川町、川上町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
メノコ内川（Ⅰ－21－0810）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市女那川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寄貝歌川（Ⅱ－21－0820）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市女那川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
菊地の沢川（Ⅰ－22－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡福島町字吉野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
吉野教会裏の沢川（Ⅱ－22－0220）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡福島町字吉野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新山の沢川（Ⅱ－22－0230） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字吉野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石川の沢（Ⅱ－22－0460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字岩部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 濁川（2－28－458） (2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川、字清滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オタモイ川（Ⅰ－23－0030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 山越郡長万部町字共立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバルベツ川（Ⅱ－23－0090） (2) 土砂災害警戒区域の表示 山越郡長万部町字富野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 メムナイ川（Ⅱ－23－0050） (2) 土砂災害警戒区域の表示	山越郡長万部町字双葉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栗の木岱1号線の沢（Ⅱ－23－0070） (2) 土砂災害警戒区域の表示 山越郡長万部町字栗岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 保坂の沢（Ⅱ－23－0040） (2) 土砂災害警戒区域の表示 山越郡長万部町字双葉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 佐藤の沢川（Ⅱ－24－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 爾志郡乙部町字富岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 2号橋の沢（Ⅱ－26－0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区共和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 井口の沢（Ⅱ－26－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区東丹羽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平沢の沢（Ⅱ－26－0840）
--	--

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区丹羽、小倉山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平沢の沢（Ⅱ－26－0850）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区丹羽、小倉山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
井口の沢（Ⅱ－26－0870）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区丹羽、東丹羽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
さけます孵化場の沢（Ⅱ－26－0830）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区丹羽、小倉山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポン目名の沢（Ⅱ－26－0860）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区丹羽、東丹羽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊東の沢（Ⅱ－26－0810）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区東丹羽、瀬棚郡今金町字鈴岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 大羽の沢（Ⅱ－26－0890）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区東丹羽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲荷川（Ⅰ－26－0990）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校裏沢（Ⅰ－26－0980）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区本町、共和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三杉荘の沢（Ⅰ－26－0970）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区西大里、東大里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
弓山川（Ⅰ－26－0210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区平浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
高畑の沢川（Ⅱ－26－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区長磯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新折戸川（Ⅱ－26－0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区平浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神の沢川（Ⅰ－26－0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区長磯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
成田の沢（Ⅱ－26－0010）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区長磯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
折戸川（Ⅱ－26－0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区平浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
理研の沢川（Ⅱ－21－0830）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市高岱町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
郵便局裏の沢川（Ⅰ－21－0730）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市日浦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小沢川（Ⅰ－21－0750）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市日浦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
学校裏の沢川（Ⅱ－21－0740）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市日浦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
山崎の沢川（Ⅱ－21－0800）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市女那川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山寄貝歌(1) (Ⅰ－2－128－1166) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市女那川町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山寄貝歌(2) (Ⅰ－2－129－1167) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市女那川町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山女那川1 (Ⅰ－2－126－1164) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市女那川町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山女那川2 (Ⅰ－2－127－1165) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市女那川町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山女那川3 (Ⅰ－2－125－1163) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市女那川町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山女那川4 (Ⅱ－2－70－853) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市女那川町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山日浦1 (Ⅰ－2－118－1156) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日浦町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山日浦2 (Ⅰ－2－121－1159) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日浦町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山日浦4 (Ⅱ－2－66－849) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

函館市日浦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山日浦5（Ⅰ－2－120－1158） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日浦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 工藤の沢川（Ⅰ－22－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字館崎、字吉野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅱ－22－0210） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字吉野、字松浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中山裏の沢川（Ⅰ－22－0260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字館崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島館崎3（Ⅰ－2－264－1302） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字館崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島館崎4（Ⅰ－2－265－1303） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字館崎、字吉野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島岩部1（Ⅰ－2－222－1260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字岩部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島岩部5（Ⅰ－2－225－1263） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字岩部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

福島岩部 6（Ⅱ－2－157－940） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字岩部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島吉岡 1（Ⅰ－2－261－1299） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字吉岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島吉野 1（Ⅰ－2－266－1304） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字吉野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島松浦 1（Ⅰ－2－267－1305） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字松浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島松浦 2（Ⅰ－2－268－1306） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字松浦（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島宮歌 6（Ⅰ－2－257－1295） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島豊浜（Ⅰ－2－258－1296） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字豊浜、字宮歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂原会所町（Ⅰ－2－333－1371） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字砂原 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森島崎町 1（Ⅰ－2－336－1374） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字島崎町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森島崎町 2 (Ⅰ-2-337-1375) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字鳥崎町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森島崎町 3 (Ⅲ-2-82-463) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字鳥崎町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森本町 1 (Ⅱ-2-226-1009) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字本町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森本町 2 (Ⅲ-2-78-459) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字本町、字上台町、字鳥崎町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森本町 3 (Ⅱ-2-227-1010)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字本町、字上台町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 丹波の沢 (Ⅱ-23-0080) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 山越郡長万部町字栗岡 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中森の沢 (Ⅱ-23-0020) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 山越郡長万部町字共立 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 長万部栄原 (Ⅱ-2-257-1040) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 山越郡長万部町字栄原 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 長万部共立 (Ⅱ-2-258-1041) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 山越郡長万部町字共立 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校の裏の沢（Ⅰ－26－1370） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 虻羅川（Ⅱ－26－1340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦10（Ⅱ－2－377－1160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦11（Ⅱ－2－378－1161） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦12（Ⅱ－2－379－1162） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦13（Ⅱ－2－380－1163） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦14（Ⅰ－2－584－1622） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦15（Ⅱ－2－381－1164） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌1（Ⅰ－2－585－1623） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌 2（Ⅰ－2－586－1624） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌 3（Ⅱ－2－382－1165） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌 4（Ⅱ－2－383－1166） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌 6（Ⅰ－2－588－1626） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌 4（Ⅱ－2－384－1167） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌 5（Ⅰ－2－593－1631） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌 6（Ⅰ－2－594－1632） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚北島歌 7（Ⅰ－2－595－1633） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

沢田の沢（Ⅱ－26－1000） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岡本の沢（Ⅱ－26－0880） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区東丹羽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 渡辺の沢（Ⅰ－26－1360） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本間の沢川（Ⅰ－26－1380） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 越前川（Ⅰ－26－0030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 横潤川（Ⅱ－26－0290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区貝取潤（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 勘八川（Ⅱ－26－0240） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区平浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 公民川（Ⅰ－26－0050） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山川（Ⅱ－26－0020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	---

次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成貝取潤 1 (Ⅱ - 2 - 347 - 1130) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区貝取潤 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成貝取潤 2 (Ⅱ - 2 - 348 - 1131) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区貝取潤 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成貝取潤 3 (Ⅱ - 2 - 349 - 1132) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区貝取潤 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成長磯 1 (Ⅰ - 2 - 543 - 1581) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成長磯 2 (Ⅰ - 2 - 542 - 1580)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成長磯 3 (Ⅱ - 2 - 346 - 1129) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成長磯 4 (Ⅰ - 2 - 541 - 1579) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成長磯 5 (Ⅰ - 2 - 544 - 1582) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区長磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 堤川 (Ⅱ - 26 - 0280) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区貝取潤 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第197号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 令和2年3月13日 北海道知事 鈴木直道 1 施行者の名称 伊達市 2 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・101号南大通及び3・4・103号停車場通） 3 事業施行期間 令和2年3月13日から令和7年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 伊達市大町及び山下町地内 北海道告示第198号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。 令和2年3月13日 北海道知事 鈴木直道 2 収納代理金融機関の項あおぞら銀行の事項を削り、門別町農業協同組合の事項所在の欄中「同」を「沙流郡日高町」に改め、みついし農業協同組合の事項所在の欄中「同」を「日高郡新ひだか町」に改める。	を含む。) 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 19,530枚 2 落札を決定した日 令和2年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社エスイーシー (2) 住所 函館市末広町22番1号 4 落札金額 (1) 基本料金 1,000円 (2) 複写料金 0.89円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年1月31日付け北海道渡島総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道オホーツク総合振興局告示第53号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月13日 北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 <table> <tr> <td>(1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）</td> <td>3台分</td> </tr> <tr> <td>(2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）</td> <td>2台分</td> </tr> <tr> <td>(3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）</td> <td>2台分</td> </tr> </table> 2 落札を決定した日 令和2年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏名 旭川トヨタ自動車株式会社 イ 住所 旭川市四条通二丁目 (2) 1の(2) ア 氏名 北見日産自動車株式会社	(1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）	3台分	(2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）	2台分	(3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）	2台分
(1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）	3台分						
(2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）	2台分						
(3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）	2台分						
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第38号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月13日 北海道渡島総合振興局長 佐々木 徹 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 調達をする物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給							

イ 住 所 北見市常盤町6丁目2番地10

(3) 1の(3)

ア 氏 名 トヨタカローラ北見株式会社

イ 住 所 北見市西富町2丁目19番7号

4 落札金額

(1) 95,172円

(2) 80,040円

(3) 78,760円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年12月24日付け北海道オホーツク総合振興局告示第91号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(1) その1 1台及び1月当たり 32,100枚

(2) その2 1台及び1月当たり 8,100枚

2 落札を決定した日

令和2年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 横田印刷株式会社

イ 住 所 紋別市港町4丁目1番21号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社小柳中央堂

イ 住 所 北見市卸町1丁目5番地1

4 落札金額

(1) 1の(1)

ア 基本料金 21,500円

イ 複写料金 20,000枚まで 2.60円

20,001枚から30,000枚まで 2.40円

30,001枚以上 2.00円

(2) 1の(2)

ア 基本料金 25,800円

イ 複写料金 5,000枚まで 3.00円

5,001枚から10,000枚まで 2.80円

10,001枚以上 2.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年12月24日付け北海道オホーツク総合振興局告示第92号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月13日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

モノクロ複合機 1台

2 落札を決定した日

令和2年3月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 有限会社平野商店

(2) 住 所 北見市卸町1丁目8番地1

4 落札金額

1,078,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月21日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	渡島管内道立学校で使用する電力 (2) 低圧電力の契約種別及び調達予定数量 ア 契約種別 従量電灯C イ 予定数量
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第28号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月13日 北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 情報処理教育機器の賃貸借 一式（胆振西部地域） 42台分 (2) 情報処理教育機器の賃貸借 一式（胆振東部地域） 84台分 2 落札を決定した日 令和2年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 落札金額 (1) 214,560円 (2) 464,880円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年1月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁渡島教育局告示第35号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月13日 北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 調達をする物品等の名称	(ア) 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 2校3箇所 合計 504kVA (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） a 使用電力量最初の120kWhまで 2校3箇所 合計 4,255kWh b 使用電力量120kWhを超え280kWh以下 2校3箇所 合計 4,544kWh c 使用電力量280kWhを超える分 2校3箇所 合計 8,846kWh 2 落札を決定した日 令和2年3月2日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 エフビットコミュニケーションズ株式会社 (2) 住 所 京都府京都市南区東九条室町23 4 落札金額 (1) 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 259円16銭 (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） ア 使用電力量最初の120kWhまで 18円22銭 イ 使用電力量120kWhを超え280kWh以下 23円00銭 ウ 使用電力量280kWhを超える分 25円83銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年1月31日付け北海道教育庁渡島教育局告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁オホーツク教育局告示第21号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年3月13日 北海道教育庁オホーツク教育局長 伊 賀 治 康

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和2年3月13日に一般競争入札の公告を行うオホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資 格 オホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年3月13日（金）から同年4月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）

においてダウンロードすることができる。

- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
- (3) 電 話 番 号 0152-41-0785

北海道教育庁オホーツク教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年3月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊 賀 治 康

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 オホーツク管内道立学校で使用する電力
イ 予 定 数 量

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 27校 合計1,689kW（令和3年4月から同年6月までの3か月分については1,661kW）

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 27校 合計3,637,936kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 令和2年7月1日の検針日から令和3年6月30日の検針日まで

ただし、北海道女満別高等学校は令和3年3月31日の検針日までとする。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁オホーツク教育局告示第21号に規定するオホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎4階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 令和2年4月23日（木）午前10時（送付による場合は、同月22日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室	イ 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 ウ 電話番号 0152-41-0785 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Okhotsk Prefectural School a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,689 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,637,936 kWh B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 23, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 22, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan Phone : 0152-41-0785 <tr> <th colspan="2">道 公 安 委 員 会 規 則</th></tr> 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月13日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第3号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 目次中「第37条の5」を「第37条の6」に、「第37条の6―第37条の11」を「第37条の7―第37条の12」に改める。 第20条の7第1項中「5課」を「6課」に、「捜査第三課」を「<u>捜査第三課 捜査支援分析課</u>」に改める。 第20条の8中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、第10号を第6号とする。 第20条の17を第20条の18とし、第20条の12から第20条の16までを1条ずつ繰り下げ、第20条の11の次に次の1条を加える。 （捜査支援分析課の所掌事務） 第20条の12 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 犯罪捜査技術の研究及び指導に関すること。	道 公 安 委 員 会 規 則	
道 公 安 委 員 会 規 則			

(2) 犯罪情報の収集及び分析に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。
(3) 犯罪統計に係る指導及び審査に関すること。
(4) 手口捜査に関すること。

第33条の9及び第33条の10を削り、第33条の11を第33条の9とし、第33条の12を第33条の10とし、第33条の13を第33条の11とする。

第34条を削り、第34条の2を第34条とし、同条の次に次の1条を加える。

（イノベーション推進室）

第34条の2 警務部警務課に、イノベーション推進室を附置する。

2 イノベーション推進室においては、警察運営の合理化及び効率化に関する事務を行う。

第35条の6を削り、第35条の7を第35条の6とし、第35条の8から第35条の14までを1条ずつ繰り上げる。

第37条の11を第37条の12とし、第37条の5から第37条の10までを1条ずつ繰り下げ、第37条の4の次に次の1条を加える。

（課付）

第37条の5 課に、必要により課付を置くことができる。

2 課付には、調査官、指導官等の職名を付するものとする。

第46条の見出し中「函館方面本部」の次に「、旭川方面本部及び北見方面本部」を加え、同条第1項中「函館方面本部」の次に「、旭川方面本部及び北見方面本部」を加え、「並びに」を「及び」に改め、「及び函館機動警察隊」を削り、同条第2項中「及び通信指令課」を「、通信指令課及び自動車警ら隊」に改め、「捜査第三課」の次に「、捜査支援分析課、機動捜査隊」を、「交通規制課」の次に「、交通機動隊、高速道路交通警察隊」を加え、同条第3項を削る。

第47条を削る。

第47条の2第1項中「、釧路機動警察隊」を削り、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「交通課にあっては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務」とあるのは「交通課にあっては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務」と読み替えるものとする。

第47条の2第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条を第47条とする。

第47条の3を削る。

第51条第1項の表中

「

交通反則通告センター	交通管制センター
------------	----------

」を

「

交通反則通告センター	交通管制センター	交通機動隊
------------	----------	-------

」に、

函館方面本部	交 通 課	運転免許試験場
	函館機動警察隊	高速道路交通警察隊
旭川方面本部	交 通 課	運転免許試験場
	旭川機動警察隊	高速道路交通警察隊
釧路方面本部	交 通 課	釧路運転免許試験場 帯広運転免許試験場
	十勝機動警察隊	高速道路交通警察隊
北見方面本部	交 通 課	交通機動隊 運転免許試験場

函館方面本部 旭川方面本部 北見方面本部	交 通 課	運転免許試験場 高速道路交通警察隊
釧路方面本部	交 通 課	釧路運転免許試験場 帯広運転免許試験場
	十勝機動警察隊	高速道路交通警察隊

める。

第52条第3項中「（北見方面本部に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項中「函館機動警察隊、旭川機動警察隊、釧路機動警察隊及び」及び「それぞれ函館機動警察隊、旭川機動警察隊、釧路機動警察隊又は」を削る。

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正)
- 2 次に掲げる規則の規定中「、函館機動警察隊、旭川機動警察隊、釧路機動警察隊」を削る。
- (1) 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）第2条第4号
- (2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）第1条第4号
- (3) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第9号）第2号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第4号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別		警 察 官					警察官以 外の職員	合計
		警視	警部	警部補及び 巡査部長	巡査	計		
北海道警察本部		176	253	1,231	493	2,153	569	2,722
札幌市警察部		(3)	(8)	(12)		(23)	(6)	(29)
サイバーセキュリティ 対策本部		2	3	11	1	17	1	18
北海道警察学校		12	14	48	270	344	28	372
札幌方面警察署		102	218	2,326	1,526	4,172	243	4,415
計		292	488	3,616	2,290	6,686	841	7,527
函館方面	本部	18	40	152	53	263	59	322
	警察署	22	38	396	202	658	43	701
	計	40	78	548	255	921	102	1,023
旭川方面	本部	18	41	164	59	282	64	346
	警察署	29	62	583	286	960	71	1,031
	計	47	103	747	345	1,242	135	1,377
	本部	22	44	186	57	309	65	374

釧路方面	警察署	24	47	521	286	878	60	938
	計	46	91	707	343	1,187	125	1,312
北見方面	本部	16	34	110	19	179	46	225
	警察署	15	28	256	120	419	29	448
	計	31	62	366	139	598	75	673
合 計		456	822	5,984	3,372	10,634	1,278	11,912

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第5号

北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則

北海道警察署協議会規則（平成13年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表札幌方面砂川警察署協議会の項を削り、同表札幌方面滝川警察署協議会の項中「5人以上7人」を「7人以上10人」に改め、同表旭川方面名寄警察署協議会の項中「5人以上7人」を「6人以上8人」に改め、同表旭川方面美深警察署協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員の定数は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年5月31日までの間は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げる人数とする。

札幌方面滝川警察署協議会	7人以上12人以内
旭川方面名寄警察署協議会	6人以上10人以内

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、施行日に、それぞれ同表の右欄に掲げる警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、その者の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

札幌方面砂川警察署協議会	札幌方面滝川警察署協議会
旭川方面美深警察署協議会	旭川方面名寄警察署協議会

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第140号

平成28年2月に策定した警察署の再編整備に係る計画に基づき、令和2年4月1日に、次表の左欄に掲げる警察署にそれぞれ当該中欄及び右欄に定める分庁舎を設置する。

令和2年3月13日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

警察署	分庁舎の名称	分庁舎の位置
札幌方面滝川警察署	砂川警察庁舎	砂川市西1条南12丁目1番5号
旭川方面名寄警察署	美深警察庁舎	中川郡美深町字敷島98番地